

# 財務課 軽自動車税についてお知らせです!!

**乗用装置のある農耕作業用のトラクター・コンバイン・田植機 等や**

**フォークリフト・ショベルローダ等は軽自動車税の申告が必要です。**

**申告をしてナンバープレートの交付を受けて下さい。**

※軽自動車税は所有していることに基づいて課税されます。公道走行の有無とは無関係です。所有している場合は必ず申告をして下さい。

※車両を買い替えた時は、ナンバーも変える必要があります。前の車両のナンバープレートを返納し、廃車申告手続きをするとともに、新しい車両の登録申告手続きをして下さい。

## ☆軽自動車税の対象となる小型特殊自動車（農耕用・建設機械用）

区分		農耕作業用	建設機械用、その他
車両の大きさ	長さ	制限無し	4.7m以下
	幅	制限無し	1.7m以下
	高さ	制限無し	2.8m以下
総排気量		制限無し	制限無し
最高速度		時速35km/h 未満	時速15km/h 未満
年税額		1,600円	4,700円

※建設機械用、その他の特殊自動車は、1つでも規格から外れた場合、大型特殊自動車となり、償却資産となります。その場合償却資産の申告が必要です。

※農耕作業用自動車は、最高速度が時速35km/h以上の車両は、大型特殊自動車となり、償却資産の申告が必要です。

## ☆申告に必要な物☆

### ①申告窓口

お手数ですが、大宜味村役場 財務課までお越しください。

### ②持ち物

所有者の印鑑

販売証明、または譲渡証明書（どちらもなければ車名、型式及び年式、型式番号、車台番号 等が証明できる物を持って窓口までお越し下さい。）

※現在所有されている方だ登録がまだの方は早急に手続きをお願いします。

その他にご不明な点がございましたら下記担当までお問い合わせ下さい。

大宜味村役場 財務課 軽自動車税担当

電話番号 ☎ 0980-44-3002